

賃金構造基本統計調査の調査計画の変更等について

第 1 変更内容

1 調査手法の見直し・明確化

① 調査手法の明確化・効率化【調査計画の変更】

- ・ 2019 年度から「郵送調査」を行うことを基本とする。
- ・ このため、2019 年調査から、調査票は全て厚生労働省から事業所宛てに直接送付。

② 本社一括調査の実施・拡大【調査計画の変更】

- ・ 厚生労働省からの直接送付への切替えに合わせ、本社一括調査を本格実施・拡大。

2 回収率と統計精度の改善

① 行政側の運用改善【運用】

- ・ 調査票の回収数がゼロの抽出層に属する事業所を優先に督促・回収

※本調査では、地域別・産業別・事業所規模別に約 3 万の抽出層を設定。

回収数がゼロの抽出層をなくす努力をすることで、統計精度の向上が期待。

都道府県労働局長が費用対効果の観点から調査票回収のために訪問が適当と認める場合は、職員又は統計調査員が訪問し、調査票を取集。

- ・ 調査票の回収状況のオンタイム管理、督促履歴の共有
- ・ 都道府県労働局の職員(幹部)による督促の徹底
- ・ 都道府県労働局ごとの目標回収率の設定
- ・ 事務処理マニュアルの見直し

②統計調査員の活用【運用】

- ・ 従来より、事業所からの照会対応、調査票の審査、疑義照会、未提出事業所に対する督促等を実施。
- ・ 調査票の回収数がゼロの抽出層に属する事業所について、必要に応じ、職員又は統計調査員が訪問し、調査票を取集。(再掲)

③ 提出期限の徹底【運用・調査計画の変更】

- ・ 調査計画上の提出期限(7 月 31 日)を徹底。

※ 調査の実施時期：7 月 1 日から 7 月 31 日まで

※ 都道府県労働局から厚生労働省への提出期限(現行 8 月 20 日)も見直し。

3 調査対象範囲の見直し【調査計画の変更】

- ・ バー、キャバレー及びナイトクラブを調査対象範囲から除外することを明確化。

※ 本統計(基本集計)の調査対象従業員(全体)に占める割合：0.2%

4 前回ご議論いただいた事項

- ・ 外国人労働者の賃金等を把握するため、外国人に係る調査項目を追加する。
- ・ 個人情報保護に係る対応のため、氏名等に係る調査項目を削除する。
- ・ 改元に伴う対応を行う。
前回の整備検では、事業所票及び個人票の調査年の記載部分を、元号表記から西暦表記に変更する、としていたが、その後、政府方針の変更があり、新元号表記に変更することとなった。

第2 スケジュール

統計委員会の諮問・答申を経て、平成31年（2019年）調査より変更（6月分の賃金等を調査）。

諮問は3月中旬を予定